

2 申告期限

期間 2月14日(金)～3月16日(月) 9時～11時／13時～16時
※土日は除きます。ただし、3月8日、15日(日)は休日受け付けをします。

会場 市役所2階市民ギャラリー

申告は余裕を持って!

申告会場では、職員の説明を受けながら自分で申告書を作成します。最終日に近くになると大変混雑し、待ち時間が長くなります。申告に必要な書類などはあらかじめ整理し、早めに申告をしてください。

※令和2年度 市民税・県民税申告書は、昨年糸満市へ申告をされた人に発送しています。2019年中に転入の人で市民税の申告を希望される人は、税務課まで連絡してください。申告書を発送させていただきます。

期限後の申告について

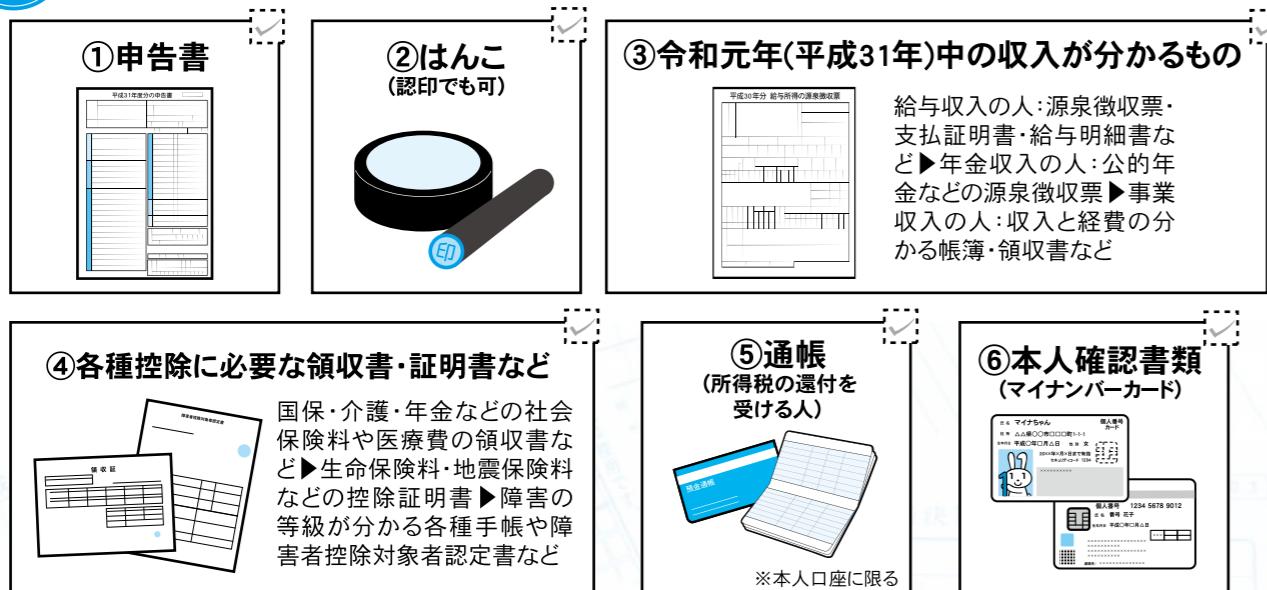
3月17日(火)以降の市県民税の申告については、6月1日(月)より再開します。

※ただし、所得税の申告は期限後も那覇税務署で受け付けています。(要予約)



※市県民税申告会場内にはe-tax専用のパソコンは設置していません。

3 申告に必要な書類



！ ⑥のマイナンバーカードを持っていない人は、確認書類が必要です。

番号確認書類
(本人のマイナンバーを確認できる書類)
①通知カード ②住民票の写しま
たは住民票記載事項証明書(マ
イナンバーの記載があるものに限
る)

身元確認書類
(マイナンバーの持ち主であることを確認
できる書類)
①運転免許証 ②在留カード ③パス
ポート ④身体障害者手帳 ⑤公的医
療保険の被保険者証

※番号確認書類、身元確認書類ともにいずれか1つが必要となります。



那覇税務署・北那覇税務署の確定申告会場は浦添市産業振興センター「結の街」です!

■会場 浦添市勢理客4-13-1(国立劇場おきなわ向かい)
■受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日・祝祭日は除きますが、2月24日(月・祝日)と3月1日(日)は受け付けを行います。糸満市役所での市県民税申告期間や日曜日受付日とは若干異なりますので注意してください。

※詳しくは国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を確認してください。
■問い合わせ 那覇税務署 867-3101



税の申告

問 税務課
☎840-8128

内容 令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の収入などについて、申告期限までに提出してください。この申告書は、国民健康保険税の算出・国民年金保険料の減免申請・児童手当・就学援助・公営住宅入居などの基礎資料になります。

1 申告をする必要があるかフローチャートで確認してください

スタート

令和2年1月1日現在、糸満市に住んでいましたか？

はい

いいえ

令和元年(平成31年)中に収入がありましたか？

はい

いいえ

給与・年金以外の収入がありましたか？

はい

いいえ

次のいずれかに該当しますか？

- ▶年末調整をしていない▶給与を2カ所以上から受けている
- ▶年金収入金額が400万円を超えている▶源泉徴収票がない

いいえ

次のいずれかに該当しますか？

- ▶給与・年金の源泉徴収票の内容に控除の追加などの変更がある
- ▶年金収入の人で、所得税の還付を受けたい

はい

いいえ

申告の必要があります ※注意④を確認

申告の必要はありません ※注意①②③を確認

▶注意① 令和2年1月1日の住所地で申告してください。ただし、所得税の申告(還付のための申告を含む)の場合は、申告時に糸満市に住所があれば受け付けることができます。

▶注意② 市内の納税義務者の税法上の扶養に入っていない人で、國

民健康保険加入者や国民年金保険料の減免申請・児童手当・就学援助・公営住宅入居などの手続きがある人は、申告をする必要があります。市役所で申告をしてください。

▶注意③ 給与・年金収入は、支払うことができません。浦添市の申告会場(結の街)で確定申告を行なってください。

ります。その場合は、本人が申告をする必要があります。

▶注意④ 土地・建物の売却、雑損控除、初めての住宅ローン控除がある人は、市役所では申告を受け付けています。市役所では申告を受け付けています。

！ 令和元年(平成31年)中に土地を売った人は確定申告が必要です!

土地などを売却した翌年は確定申告が必要です。影響を受ける税金などは主に次の4つです。

影響を受ける税	所得税	市県民税	国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料	介護保険料
問い合わせ	那覇税務署 867-3101	税務課 840-8128	国民健康保険課 840-8127	介護長寿課 840-8133

※申告により、医療または介護サービスの自己負担割合および月負担限度額が変更となることがあります。